証券コード　9360
平成28年６月13日

株　主　各　位

東京都港区芝４丁目１番23号
鈴与シンワート株式会社
取締役社長　池　田　裕　一

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの熊本地震により、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年６月29日（水曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）
2. **場　　所**　東京都港区芝４丁目１番23号
　三田ＮＮビル地下１階　三田ＮＮホール
3. **目的事項**
　報告事項
　1. 第69期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2. 第69期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

　決議事項
　第１号議案 剰余金の処分の件
　第２号議案 定款一部変更の件
　第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
　第４号議案 監査等委員である取締役３名選任の件
　第５号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
　第６号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
　第７号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.shinwart.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.shinwart.co.jp/）に掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や金融政策の効果による企業収益や雇用情勢の改善を背景に、設備投資は緩やかな増加基調となりました。一方で中国を始めとするアジア新興国の景気下振れによる国内景気への影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループの売上高は128億60百万円（前年比11.3％増）、営業利益は２億89百万円（前年比244.0％増）、経常利益は２億78百万円（前年比163.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は１億74百万円（前連結会計年度は69百万円の損失）となりました。

＜事業セグメント別の売上高＞　　（単位：百万円、％）

事業セグメント別	第68期	第69期（当期）	前期比増減額	前期比増減率
情報サービス事業	8,470	9,812	1,341	15.8
物流事業	3,086	3,047	△38	△1.3
合計	11,556	12,860	1,303	11.3

①　情報サービス事業

売上高は、主力のソフトウェア受託開発事業及び人事給与・会計を中心としたプロダクト事業の売上が大幅増収となりました。クラウドサービス事業及び２月に子会社事業を承継したＧＢＲ事業については若干の減収となりましたが、情報サービス事業全体としては増収となりました。

以上の結果、売上高は98億12百万円（前年比15.8％増）となりました。

セグメント利益は、主力のソフトウェア受託開発事業において、特定案件の原価増加があった前年と比べ、大幅増益となりました。プロダクト事業及びクラウドサービス事業においても堅調に利益を計上いたしました。ＧＢＲ事業については、事業継承に伴う製品勘定の評価見直しの影響もあり減益となりました。

以上の結果、セグメント利益は6億62百万円（前年比104.5％増）の利益となりました。

② 物流事業

売上高は、港運事業において原糖の本船荷役量の増加、建材埠頭での作業増加により増収となりました。倉庫事業は東扇島冷蔵倉庫の賃料減少などにより減収となりました。陸運事業では小麦粉輸送の取り扱いが堅調に推移したもののセメントバラ輸送が低迷し減収となりました。

以上の結果、売上高は30億47百万円（前年比1.3%減）となりました。

セグメント利益は、港運事業及び陸運事業においては堅調に利益を計上したものの、倉庫事業は減益となりました。

以上の結果、セグメント利益は3億14百万円（前年比2.9%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は４億３百万円であり、主なものは次のとおりであります。

情報サービス事業では、データセンター事業にて使用する設備一式、ラック、サーバー、ネットワーク機器及び電源工事などで、52百万円の設備投資を行いました。また、ビジネス・プロセス・サービス事業にて、マイナンバー関連のシステム開発投資などで、83百万円の設備投資を行いました。

物流事業では、陸運事業にて使用する小麦粉バルク車などで、30百万円などの設備投資を行いました。

また、東扇島冷蔵倉庫の増強や更新などで、88百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における主な資金調達として、平成28年３月３日に第三者割当による新株式を発行し、これにより74百万円を調達しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、当連結会計年度に当社の連結子会社であるＧＢＲ株式会社のソフトウェアの開発、販売及び保守に関する事業を会社分割により承継いたしました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、当連結会計年度に当社の連結子会社であるＧＢＲ株式会社のソフトウェアの開発、販売及び保守に関する事業の資産、負債、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務を全て承継いたしました。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、第68期（平成26年度）から第70期（平成28年度）にかけて取り組む中期事業計画（１．事業規模拡大 ２．体質強化 ３．ＣＳＲ活動強化）を策定しております。具体的には、(1)技術力・開発力の再構築、(2)サービス事業化、(3)顧客接点力強化、(4)品質経営を進め、更なる競争力の強化に努めます。特に「品質経営」では、教育と採用の強化により強固な体制を築くとともに、ＰＭＯの積極活用により、プロジェクト遂行の監視性を高めるなど、徹底した品質向上活動を推進してまいります。

また、オフショア開発の推進による原価低減にも力を入れる等、更なる収益力向上に向けた取り組みも行ってまいります。

今期は、政府並びに日銀による財政政策や金融緩和を背景に、雇用情勢には回復の動きが見られる一方、急激な為替変動の影響が続くと思われますが、経営体質の強化を図り、株主の皆さまに安定的な利益還元を行うとともに、当社グループの目標である社会貢献できる企業として邁進してまいります。

株主の皆さまには、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区分＼期別	平成24年度 第66期	平成25年度 第67期	平成26年度 第68期	平成27年度 第69期 (当連結会計年度)
売上高	10,831,826	11,776,523	11,556,880	12,860,245
経常利益	344,893	352,948	105,780	278,420
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	176,836	179,367	△69,211	174,718
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	12円44銭	12円62銭	△４円87銭	12円26銭
総資産	8,431,636	8,663,498	10,171,441	10,726,329
純資産	1,826,848	1,932,086	1,801,223	2,018,479

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年３月31日現在）

① 親会社の状況

当社の親会社は鈴与株式会社であり、同社は間接保有分を含め、当社の株式を5,928,000株（議決権比率40.39%）保有しております。

鈴与株式会社は、総合物流業を行っており、当社はデータセンターの建物を同社より賃借しております。

② 親会社等との取引に関する事項

イ．当該取引をするに当り当社の利益を害さないように留意した事項

取引内容及び条件につきましては、一般取引と同様の基準に従って、公正かつ適切なものにしております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、上場企業としての独立性を確保しており、取締役会の独自の意思決定に基づき経営及び事業活動を行っております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 子会社及び関連会社の状況

名　　称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
鈴与シンワ物流株式会社	50百万円	100.00%	貨物利用運送業、港湾運送業、倉庫業
シンワ運輸東京株式会社	50百万円	100.00%	貨物自動車運送事業
株式会社インタークエスト※	80百万円	27.56%	情報サービス事業
株式会社ニップンロジス※	20百万円	20.00%	貨物自動車運送事業
丸大トラック株式会社※	10百万円	15.00%	貨物自動車運送事業

(注)1.※印は、持分法適用関連会社であります。

2.ＧＢＲ株式会社は、平成28年３月31日開催の同社の臨時株主総会で解散が決議されたため、現在清算中であります。

(11) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

① 当社

事　業　部　門	事　　業　　内　　容
情報サービス事業	コンピュータソフトウェアの受託開発・開発支援、人事給与を主体としたアウトソーシング事業ならびにデータセンター事業

② 子会社

事　業　部　門	事　　業　　内　　容
物　流　事　業	貨物利用運送業、港湾運送業、倉庫業

(12) 主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区
大阪事業所	大阪府大阪市
広島ビジネスソリューション部	広島県広島市

② 子会社

名称	所在地
鈴与シンワ物流株式会社	東京都港区
シンワ運輸東京株式会社	東京都港区

(13) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
639人	32人増

（注） 従業員数の中に、臨時従業員は含みません。

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
548人	61人増	40.6歳	10.5年

（注） 従業員数の中に、臨時従業員は含みません。

(14) 主要な借入先（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	1,376
株式会社みずほ銀行	816
株式会社静岡銀行	712
三菱UFJ信託銀行株式会社	531
株式会社三井住友銀行	300
株式会社りそな銀行	280
株式会社清水銀行	150
日本生命保険相互会社	124

2. 会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　52,800,000株

(2) 発行済株式の総数　　14,711,897株（自己株式288,103株を除く。）

(3) 株主数　　953名

(4) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
鈴与商事株式会社	1,716	11.66
鈴与興産株式会社	1,620	11.01
株式会社ＥＮＥＯＳウイング	1,320	8.97
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	1,000	6.79
三井住友信託銀行株式会社	660	4.48
株式会社みずほ銀行	618	4.20
鈴与建設株式会社	523	3.55
株式会社清水銀行	500	3.39
株式会社静岡銀行	500	3.39
株式会社電通国際情報サービス	500	3.39

（注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成28年３月３日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が500,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ37百万円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
池田裕一	代表取締役社長	鈴与システムテクノロジー株式会社取締役
中山明久	取締役副社長（社長補佐兼企画部担当）	
佐津川吉秀	常務取締役（シェアードサービスカンパニー長）	
吉川和憲	取締役（グローバル推進部担当兼システムインテグレーションカンパニー長）	
道田隆典	取締役（副社長付兼シェアードサービスカンパニー大阪事業所長）	
笠原茂	取締役（ソリューションカンパニー長兼ＧＢＲ事業部長）	
髙山秀一	取締役	鈴与シンワ物流株式会社代表取締役社長 シンワ運輸東京株式会社代表取締役社長
佐藤滋美	取締役	鈴与システムテクノロジー株式会社代表取締役社長
香月恒弘	取締役	
稲村嘉彦	常勤監査役	
小路正夫	監査役	
河合健一	監査役	

（注）1. 平成27年６月26日開催の第68期定時株主総会において、笠原茂氏、香月恒弘氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 平成27年６月26日開催の第68期定時株主総会において、河合健一氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 香月恒弘氏は、平成27年６月26日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
4. 取締役佐藤滋美氏、取締役香月恒弘氏は、社外取締役であります。
5. 常勤監査役稲村嘉彦氏、監査役小路正夫氏、監査役河合健一氏は、社外監査役であります。
6. 取締役香月恒弘氏、常勤監査役稲村嘉彦氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 監査役河合健一氏は、銀行の執行役員の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

	報酬等の額（千円）	人員数（人）	備　考
取締役	46,291	4	社外 1人　978千円
監査役	6,708	4	社外 4人 6,708千円

（注）1. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額4,585千円（取締役3,876千円、監査役708千円）が含まれております。
2. 上記の監査役の人員数には、平成27年６月26日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。
3. 上記報酬等の額のほか、取締役については使用人分の給与が31,541千円支給されております。
4. 上記報酬等の額のほか、平成27年６月26日開催の第68期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任監査役（社外監査役）１名に対して630千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の状況

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	当社での主な活動	責任限定契約の内容
社外取締役	佐藤　滋美	鈴与システムテクノロジー株式会社代表取締役社長 同社は、鈴与グループの情報事業の会社であります。	取締役会出席回数 13回開催のうち13回出席 議案審議等につき、同業他社の視点から必要な発言をしております。	当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。
	香月　恒弘		取締役会出席回数 10回開催のうち10回出席 議案審議等につき、独立社外取締役の立場から客観的な意見を述べております。	
社外監査役	稲村　嘉彦		取締役会出席回数 13回開催のうち13回出席 監査役会出席回数 6回開催のうち6回出席 常勤監査役としての立場から、主に会計及び取締役の職務執行に関し、随時発言しております。また、内部統制システムに関しても発言しております。	
	小路　正夫		取締役会出席回数 13回開催のうち9回出席 監査役会出席回数 6回開催のうち6回出席 社外の立場から、取締役の職務執行に関し、随時発言しております。	
	河合　健一		取締役会出席回数 10回開催のうち9回出席 監査役会出席回数 5回開催のうち5回出席 社外の立場から、取締役の職務執行に関し、随時発言しております。	
	香月　恒弘		取締役会出席回数 3回開催のうち3回出席 監査役会出席回数 1回開催のうち1回出席 社外の立場から、取締役の職務執行に関し、随時発言しております。	

② 当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当期において役員として受けた報酬等の総額

18,650千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人大手門会計事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

11,200千円

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

11,200千円

（注）当社監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第２条第１項の業務以外）の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 当社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制としての内部統制システムについて決議しておりますが、その概要は次のとおりであります。

当社は、内部統制システムが経営に与える効果を最大限に発揮させることが重要な課題であると認識しております。取締役、監査役及び使用人がその役割を十分に認識し、それぞれの組織体を有効に機能させることにより、透明度が高く、あらゆるリスクを排除することにより、当社をとりまくステークホルダーに貢献できる企業でありたいと考えております。この考え方に基づき、以下のとおり、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・リスクマネジメント体制の推進

当社は、企業倫理及び法令遵守意識をグループ会社全員に浸透させ、未然に違法行為を防止する仕組み、ならびにリスクマネジメントを適正、円滑かつ継続的に行う仕組みを構築し、リスクマネジメント体制を推進するため、社長を議長とする「リスクマネジメント会議」（経営会議と連動開催）を設置しております。会議メンバーは常勤の取締役で、オブザーバーとして監査役も出席しております。

また、同会議の附属機関として、「コンプライアンス委員会」を設置しており、内部通報制度の運用と合わせて、法令違反行為あるいは企業倫理上で問題のある行為の未然防止と早期把握・解決することのできる体制を構築しております。

リスクマネジメント会議及びコンプライアンス委員会のコンプライアンスに関する役割は、次のとおりであります。

a. 企業倫理及び法令遵守の考え方を子会社を含む従業員全員に徹底させるとともに、コンプライアンス方針を策定する。

b. 日常の企業活動を行っていく上で、違法行為が起こりうる可能性を抽出し、問題を顕在化させる。

c. 内部通報者の秘密保持、不利益な扱いを禁止することを周知し、問題を早期に露見させる環境整備に努める。

d. コンプライアンスに関連する問題が発生した際に対処に関する基本的方針を策定する。

・内部監査体制の充実

当社は、内部統制システムのモニタリングの一環として、内部統制システムの有効性及び効率性の観点から点検及び評価を行い、その結果に基づく助言や勧告を通じて内部統制システムの継続的な発展を図ることを目的として、内部監査を

実施しております。

なお、内部監査にあたっては、社長直属の内部監査担当者を置くこととし選任しております。

・ＩＴの活用と統制

当社は、プロジェクト収支管理システム、部門損益管理システムを稼働させるなど社内のＩＴ化とその改善を推進しております。また、社内のＩＴ全般統制を図るため、「社内情報システム管理規程」を制定し、管理組織、計画、開発、運用、緊急時対応及び内部監査について定めております。

管理体制としては、企画部が社内で使用するハード、ソフト、インフラの新規導入及び変更、対外ネットワーク接続等についての重要案件の審議及びＩＴの全般統制に必要な基準等の制定・改廃を行っております。

・情報セキュリティ基本方針の策定とＩＳＭＳの認証取得

業務上取扱うお客さま等の情報資産及び当社の情報資産を各種脅威から守るため、情報セキュリティポリシーとして情報セキュリティ基本方針及び関連規程・規則を定め実施しております。また、ＩＳＭＳ（ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１：２０１３、ＪＩＳＱ２７００１：２０１４）の認証を取得し、全社で情報セキュリティ管理の強化を図る体制を整えております。

・反社会的勢力排除に向けた基本姿勢

当社は、「反社会的勢力対応の基本方針」を行動規範の一つとして掲げ、反社会的勢力及び団体との絶縁を宣言しております。

②　取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程である文書管理規程に基づき、また、見直しを行い、文書や情報などの適切な保存、管理を行っております。

③　損失の危機管理に関する規程その他の体制

当社は、当社におけるリスクマネジメントを適正、円滑、継続的に運営していくためにＪＩＳＱ２００１（リスクマネジメントシステム構築の指針　現在、廃止されＪＩＳＱ３１０００に吸収）を参考にしつつ、当社の事情に即したマネジメント体制を整備しております。

実際のリスクマネジメント体制では、リスクマネジメント会議が、前述のコンプライアンス委員会の他、品質委員会を含む４つの委員会を附属機関として設置し、各委員会からのリスクに関する報告をもとに、全社のリスクマネジメントに関する承認と意思決定を行うものとし、その役割は次のとおりとしております。

・各委員会及び各部門、部署からのリスクマネジメント結果報告の承認を行う。

・社内に内在するリスクに対する評価の最終化を行う。

・全社及びグループで対応するリスクの対策を議論し策定する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会、経営会議の開催

当社は、取締役の職務の執行を効率的かつ迅速に行うため、次の会議体を定期的に開催してその推進を図っております。

取 締 役 会：経営の意思決定を合理的かつ迅速に行うことを目指し、取締役及び監査役の出席のもと、経営の重要案件を審議・決定する。

経 営 会 議：取締役及び監査役で構成し、業務執行上の重要事項について審議し、全社的な調整や対策のスムーズな実施に努めるとともに、子会社の業務遂行状況の確認も行う。なお、本会議は、リスクマネジメント会議と連動して開催している。

・取締役、使用人の役割及び権限

当社の取締役、使用人の役割と権限については、業務分掌規程や職務権限規程等の社内規程を見直し、その実効を図っております。

・年度事業計画の策定と遂行

当社は、中期的な事業展望に基づき、単年度の事業計画を策定し、これを遂行することにより、統一性のある効率的な事業運営を行っております。また、子会社も当社に準じて事業計画を策定し、グループ間の整合性の確保と円滑な連携を図っております。

⑤　会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は次の対応を行うことで、グループ会社のコンプライアンス・リスクマネジメントを統括しております。

・子会社内には、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
・当社の経営会議では、コンプライアンス・リスク管理委員会の活動を含む子会社の業務遂行状況の報告を受ける。
・子会社も当社の内部通報制度の適用範囲とする。
・関係会社管理規程を制定し、ガバナンス強化と管理徹底を行っている。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役からの求めに対しては必要に応じて管理部門（総務人事部、経理部）から業務補助スタッフを配置しております。また、業務補助スタッフの独立性を考慮し、その人選、人事異動及び人事考課については監査役の意見を聴取して行っております。

なお、業務補助スタッフが業務遂行するにあたっては、専ら監査役の指揮命令に従っております。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社は、監査役への報告体制として次の対応を行っております。

・重要事項の報告

取締役は、全社的に影響を及ぼす重要な事項について、遅滞なく監査役に報告する。

稟議書その他業務執行に関する重要な文書を監査役に回覧する。

内部監査結果を監査役に報告する。

・監査役の重要な会議への出席

監査役は、重要な決定の過程、業務の遂行状況を把握するため、取締役会及び経営会議などに出席する。

常勤監査役は、コンプライアンス及びリスク対応への取組み状況を把握するため、リスクマネジメント会議に出席する。

・監査役会への報告は、通常は常勤監査役に行うが、定期的な代表取締役と監査役会との会合においても時宜をえた報告を行う。

・常勤監査役は、子会社の監査役を兼務しており、子会社の他の監査役、取締役及び使用人は当該監査役も出席する自社の取締役会ほか定期的な会合で報告を行う。

・監査役に報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを、規程等において明確にしております。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等を請求したときは、速やかに当該請求に応じております。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役との定期的な会合での意見交換や会計監査人との報告会において監査状況の説明を受けるとともに情報交換を行うなどの連携を図り、効果的な監査業務を行っております。

また、法務に関する事項については顧問弁護士の指導を受けるなど必要に応じて外部の専門家との連携を図り、当社もそのバックアップを行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次の通りであります。

① 取締役会を13回開催し、法令に定められた事項や予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、また取締役が職務の執行状況を定期的に報告しました。

② 監査役会を６回開催し、監査方針、監査計画を協議決定するとともに、監査役と会計監査人との会合を定期的に実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図りました。また、常勤監査役は、経営会議を含む重要な社内会議に出席しました。

③ リスクマネジメント体制の推進では、リスクマネジメント会議の附属機関であるコンプライアンス委員会及び品質委員会が定期的に開催され、リスクマネジメント会議で抽出したリスクへの対応について監視・審議を行いました。

④ 経営会議（リスクマネジメント会議と連動開催）は毎月開催し、当社及び子会社のリスク対応を含む業務執行上の重要事項を確認・審議を行いました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する継続的な利益還元を最も重要な経営課題ととらえ、安定的な配当を行うことを基本としつつ、財務体質の強化及び今後の事業展開を勘案した上で業績に対応した配当を行うこととしております。

当期の配当につきましては、今後も市場における競争が激化することが予想される中、競争力の維持強化を図っていくために、財務体質強化という基本方針を踏まえたうえで検討した結果、前期と同水準の１株あたり２円50銭とさせていただきたく存じます。

なお、当社の剰余金配当の最終決定は、株主の皆さまの意見を反映できるよう株主総会において決定することとしております。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,072,350**	**流動負債**	**3,499,494**
現金及び預金	1,169,002	支払手形及び買掛金	892,654
受取手形及び売掛金	2,108,434	短期借入金	1,622,620
商品及び製品	52,617	未払法人税等	140,544
仕掛品	453,683	賞与引当金	308,507
原材料及び貯蔵品	613	受注損失引当金	2,161
繰延税金資産	114,769	その他	533,005
その他	174,723	**固定負債**	**5,208,356**
貸倒引当金	△1,492	社債	525,000
固定資産	**6,646,120**	長期借入金	2,669,410
有形固定資産	**5,403,983**	リース債務	199,519
建物及び構築物	1,843,249	再評価に係る繰延税金負債	171,986
機械装置及び運搬具	426,748	役員退職慰労引当金	21,489
土地	2,489,232	訴訟損失引当金	10,800
リース資産	266,787	退職給付に係る負債	1,534,092
その他	377,964	その他	76,057
無形固定資産	**252,159**	**負債合計**	**8,707,850**
投資その他の資産	**989,977**	（純資産の部）	
投資有価証券	374,287	**株主資本**	**1,831,279**
繰延税金資産	493,457	資本金	802,250
その他	145,700	資本剰余金	162,250
貸倒引当金	△23,467	利益剰余金	903,889
繰延資産	**7,859**	自己株式	△37,110
社債発行費	7,859	**その他の包括利益累計額**	**187,200**
		その他有価証券評価差額金	14,256
		土地再評価差額金	214,733
		退職給付に係る調整累計額	△41,789
		純資産合計	**2,018,479**
資産合計	**10,726,329**	**負債及び純資産合計**	**10,726,329**

（注）記載金額は、表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**12,860,245**
売上原価	**11,853,603**
売上総利益	**1,006,642**
販売費及び一般管理費	**717,230**
営業利益	**289,411**
営業外収益	**63,322**
受取利息	136
受取配当金	4,957
持分法による投資利益	30,074
受取賃貸料	19,200
その他	8,954
営業外費用	**74,313**
支払利息	61,564
その他	12,749
経常利益	**278,420**
特別利益	**9,809**
固定資産売却益	1,203
投資有価証券売却益	8,605
特別損失	**30,594**
固定資産除却損	19,674
訴訟損失引当金繰入額	10,800
その他	119
税金等調整前当期純利益	**257,635**
法人税、住民税及び事業税	151,898
法人税等調整額	△68,981
当期純利益	**174,718**
親会社株主に帰属する当期純利益	**174,718**

（注）記載金額は、表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

残高及び変動事由	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**765,000**	**125,000**	**764,702**	**△36,969**	**1,617,733**
当期変動額					
新株の発行	37,250	37,250			74,500
剰余金の配当			△35,531		△35,531
親会社株主に帰属する当期純利益			174,718		174,718
自己株式の取得				△140	△140
株主資本以外の項目の連結会計年度中の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	**37,250**	**37,250**	**139,186**	**△140**	**213,545**
当期末残高	**802,250**	**162,250**	**903,889**	**△37,110**	**1,831,279**

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**20,238**	**205,545**	**△42,294**	**183,490**	**1,801,223**
当期変動額					
新株の発行					74,500
剰余金の配当					△35,531
親会社株主に帰属する当期純利益					174,718
自己株式の取得					△140
株主資本以外の項目の連結会計年度中の当期変動額(純額)	△5,982	9,187	504	3,710	3,710
当期変動額合計	**△5,982**	**9,187**	**504**	**3,710**	**217,255**
当期末残高	**14,256**	**214,733**	**△41,789**	**187,200**	**2,018,479**

（注）記載金額は、表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,695,721**	**流動負債**	**3,157,519**
現金及び預金	915,136	買掛金	712,486
売掛金	1,811,641	短期借入金	500,000
商品及び製品	52,617	1年内返済予定の長期借入金	1,122,620
仕掛品	453,683	リース債務	43,276
原材料及び貯蔵品	583	未払金	28,085
従業員貸付金	3,578	未払費用	28,810
関係会社短期貸付金	207,200	未払法人税等	99,461
前渡金	48,392	未払消費税等	177,316
前払費用	89,185	前受金	32,200
繰延税金資産	103,732	前受収益	97,795
その他	10,172	預り金	33,273
貸倒引当金	△201	賞与引当金	280,030
固定資産	**6,080,590**	受注損失引当金	2,161
有形固定資産	**5,039,254**	**固定負債**	**4,889,985**
建物	1,678,374	社債	525,000
構築物	14,106	長期借入金	2,669,410
機械装置	367,861	リース債務	82,397
車両運搬具	0	再評価に係る繰延税金負債	171,986
工具器具備品	372,423	長期前受収益	12,823
土地	2,489,232	退職給付引当金	1,369,198
リース資産	117,255	役員退職慰労引当金	21,489
無形固定資産	**179,079**	受入保証金	30,900
ソフトウェア	179,078	資産除去債務	6,780
その他	0	**負債合計**	**8,047,505**
投資その他の資産	**862,256**	（純資産の部）	
投資有価証券	57,866	**株主資本**	**1,539,599**
関係会社株式	201,200	**資本金**	**802,250**
従業員長期貸付金	7,038	**資本剰余金**	**162,250**
関係会社長期貸付金	40,600	資本準備金	162,250
繰延税金資産	456,815	**利益剰余金**	**612,210**
差入保証金	78,004	利益準備金	36,027
その他	44,287	その他利益剰余金	576,182
貸倒引当金	△23,554	別途積立金	2,905
繰延資産	**7,859**	繰越利益剰余金	573,277
社債発行費	7,859	**自己株式**	**△37,110**
		評価・換算差額等	**197,065**
		その他有価証券評価差額金	△17,667
		土地再評価差額金	214,733
		純資産合計	**1,736,665**
資産合計	**9,784,170**	**負債及び純資産合計**	**9,784,170**

（注）記載金額は、表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
売上高	**9,630,796**
売上原価	**8,965,823**
売上総利益	**664,972**
販売費及び一般管理費	**580,469**
営業利益	**84,503**
営業外収益	**338,937**
受取利息	3,885
受取配当金	4,145
受取賃貸料	329,232
その他	1,674
営業外費用	**262,963**
支払利息	56,820
賃貸費用	204,477
その他	1,665
経常利益	**160,478**
特別利益	**8,605**
投資有価証券売却益	8,605
特別損失	**119,674**
固定資産除却損	19,674
関係会社債権放棄損	100,000
税引前当期純利益	**49,409**
法人税、住民税及び事業税	92,798
法人税等調整額	△58,320
当期純利益	**14,931**

（注）記載金額は、表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

残高及び変動事由	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	765,000	125,000	125,000	32,474	2,905	597,430	632,810	△36,969	1,485,840
当期変動額									
新株の発行	37,250	37,250	37,250						74,500
剰余金の配当				3,553		△39,084	△35,531		△35,531
当期純利益						14,931	14,931		14,931
自己株式の取得								△140	△140
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	37,250	37,250	37,250	3,553		△24,153	△20,600	△140	53,759
当期末残高	802,250	162,250	162,250	36,027	2,905	573,277	612,210	△37,110	1,539,599

残高及び変動事由	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△8,345	205,545	197,200	1,683,041
当期変動額				
新株の発行				74,500
剰余金の配当				△35,531
当期純利益				14,931
自己株式の取得				△140
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,322	9,187	△135	△135
当期変動額合計	△9,322	9,187	△135	53,623
当期末残高	△17,667	214,733	197,065	1,736,665

（注）記載金額は、表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月19日

鈴与シンワート株式会社
取 締 役 会　御 中

監査法人大手門会計事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　才　川　久　男　㊞

指定社員 業務遂行社員　公認会計士　中　村　尋　人　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、鈴与シンワート株式会社の平成27年４月1日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鈴与シンワート株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月19日

鈴与シンワート株式会社
取 締 役 会　御 中

監査法人大手門会計事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　才　川　久　男　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　中　村　尋　人　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、鈴与シンワート株式会社の平成27年４月1日から平成28年３月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意思表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第 1 項及び第 3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

(3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当り当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月23日

鈴与シンワート株式会社　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　稲　村　嘉　彦㊞

社外監査役　小　路　正　夫㊞

社外監査役　河　合　健　一㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき２円50銭　　総額36,779,743円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条第２項を変更案第30条第２項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の変更に伴う所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機　関）	（機　関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削　除） ３．会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条～第11条　（条文省略）	第６条～第11条　（現行どおり）

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第18条　（条文省略）	第12条～第18条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員　数）	（員　数）
第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。	第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とする。
（新　設）	②　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（選任方法）	（選任方法）
第20条　取締役は、株主総会において選任する。	第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
②　（条文省略）	②　（現行どおり）
③　（条文省略）	③　（現行どおり）
（任　期）	（任　期）
第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第22条～第23条　（条文省略）	第22条～第23条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知）	（取締役会の招集通知）
第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）
（取締役会の議事録）	（取締役会の議事録）
第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
②　（条文省略）	②　（現行どおり）
第27条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第28条　取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	（取締役の責任免除） 第30条　（現行どおり）
②　当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	②　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第５章　監査役及び監査役会	（削　除）
（員　数） 第30条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　除）
（選任方法） 第31条　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（任　期） 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　除）
②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
（常勤の監査役） 第33条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削　除）
（監査役会の決議方法） 第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役会の議事録） 第36条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削　除）
（監査役会規則） 第37条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（削　除）
（報酬等） 第38条　監査役の報酬、その他の職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ②　当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（削　除）

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会の招集通知）
	第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
	②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（監査等委員会の決議方法）
	第32条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新　設）	（監査等委員会の議事録）
	第33条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
（新　設）	（監査等委員会規則）
	第34条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第40条～第41条　（条文省略）	第35条～第36条　（現行どおり）
第７章　計　算	第７章　計　算
第42条～第44条　（条文省略）	第37条～第39条　（現行どおり）
（新　設）	附　則
（新　設）	（監査役の責任免除に関する経過措置）
	第１条　当会社は、第69期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（９名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	池田　裕一（いけだ　ゆういち） (昭和25年３月８日生)	昭和48年９月　富士ゼロックス株式会社入社 平成５年10月　同社システム販売推進部長 平成15年６月　富士ゼロックス東京株式会社代表取締役社長 平成20年10月　富士ゼロックス株式会社執行役員 東日本販売会社・首都圏支社担当 兼富士ゼロックス東京株式会社代表取締役社長 平成24年６月　当社取締役 平成25年６月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 鈴与システムテクノロジー株式会社取締役	0株
	【取締役候補者とした理由】 同業他社の経営者としての経験と見識を当社の経営に反映するとともに、平成24年６月より当社取締役、平成25年６月より当社取締役社長を歴任している実績から、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し、当社の更なる発展を牽引することが期待できるため。		
2	中山　明久（なかやま　あきひさ） (昭和27年４月６日生)	昭和52年４月　日本電気株式会社入社 平成４年10月　株式会社フォーカスシステムズ営業部長 平成12年６月　同社取締役 平成14年６月　当社情報サービス事業本部副本部長 平成17年４月　当社情報サービス事業本部長 平成17年６月　当社執行役員　情報サービス事業本部長 平成19年６月　当社取締役兼執行役員　情報サービス事業本部長 平成24年６月　当社取締役副社長 平成25年４月　当社取締役副社長　企画推進室担当兼企画推進室室長 平成25年10月　当社取締役副社長　企画推進室担当兼室長、金融システムインテグレーション事業部担当 平成26年４月　当社取締役副社長　社長補佐 平成26年５月　当社取締役副社長　社長補佐兼システムインテグレーションカンパニー長 平成27年４月　当社取締役副社長　社長補佐兼企画部担当（現任）	10,000株
	【取締役候補者とした理由】 同業他社の経営者としての経験と見識を当社の経営に反映するとともに、平成19年６月より当社取締役、平成24年６月より当社取締役副社長を歴任している実績から、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し、当社の更なる発展を牽引することが期待できるため。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	佐津川（さつかわ） 吉秀（よしひで） （昭和27年３月17日生）	昭和49年４月 鈴与株式会社入社 平成14年９月 同社経理部長 平成15年９月 当社執行役員経理部長 平成20年６月 当社取締役兼執行役員 管理部門担当兼経理部長 平成24年６月 当社常務取締役　管理部門担当兼経理部長 平成25年４月 当社常務取締役　管理部門担当 平成26年４月 当社常務取締役　シェアードサービスカンパニー長 平成27年１月 当社常務取締役　シェアードサービスカンパニー長兼企画部長 平成27年４月 当社常務取締役　シェアードサービスカンパニー長（現任）	11,000株
	【取締役候補者とした理由】 他社での経験も含め、経理・財務業務に精通しているとともに、平成20年６月より当社取締役、平成24年６月より当社常務取締役を歴任している実績から、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し、当社の更なる発展を牽引することが期待できるため。		
4	吉川（よしかわ） 和憲（かずのり） （昭和38年２月13日生）	昭和61年４月 日本タイムシェア株式会社入社 平成９年６月 株式会社システムナレッジ入社 平成10年10月 当社入社 平成20年６月 当社執行役員　情報サービス事業本部第一システムインテグレーション事業部長 平成22年６月 当社執行役員　ネットワークインテグレーション事業部長 平成24年６月 当社取締役 ネットワークインテグレーション事業部長 平成25年４月 当社取締役　金融システムインテグレーション事業部担当、ビジネス・プロセス・サービス事業部担当兼事業部長、ネットワークインテグレーション事業部担当兼事業部長 平成25年10月 当社取締役　ビジネス・プロセス・サービス事業部担当兼事業部長、ネットワークインテグレーション事業部担当兼事業部長 平成26年４月 当社取締役　ソリューションカンパニー長 平成27年４月 当社取締役　ソリューションカンパニー担当兼システムインテグレーションカンパニー長 平成27年６月 当社取締役　システムインテグレーションカンパニー長 平成27年10月 当社取締役　グローバル推進部担当兼システムインテグレーションカンパニー長（現任）	18,000株
	【取締役候補者とした理由】 同業他社での経験も含め、情報サービス事業に精通しているとともに、平成24年６月より当社取締役に就任している実績から、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し、当社の更なる発展を牽引することが期待できるため。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	みちだ　たかのり 道田　隆典 （昭和33年２月19日生）	昭和55年４月　五洋電気株式会社入社 昭和56年４月　日本タイムシェア株式会社入社 平成８年４月　株式会社フロイス入社 平成11年10月　当社入社 平成21年６月　当社執行役員　情報サービス事業本部第二システムインテグレーション事業部長 平成24年６月　当社取締役　第二システムインテグレーション事業部長 平成25年４月　当社取締役　システムインテグレーション事業部担当 平成26年４月　当社取締役　システムインテグレーションカンパニー長 平成26年５月　当社取締役　システムインテグレーションカンパニー長付 平成26年６月　当社取締役　システムインテグレーションカンパニー長付兼大阪事業所長 平成27年１月　当社取締役　システムインテグレーションカンパニー長付兼シェアードサービスカンパニー大阪事業所長 平成27年４月　当社取締役　副社長付兼シェアードサービスカンパニー大阪事業所長（現任）	17,000株
	【取締役候補者とした理由】 同業他社での経験も含め、情報サービス事業に精通しているとともに、平成24年６月より当社取締役に就任している実績から、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し、当社の更なる発展を牽引することが期待できるため。		
6	かさはら　しげる 笠原　茂 （昭和34年７月28日生）	昭和57年４月　東京芝浦電気株式会社（現 株式会社東芝）入社 平成17年４月　東芝ソリューション株式会社ソリューション営業第一事業部保険システム営業部部長 平成24年４月　東芝ソリューション株式会社北海道支社長 平成27年４月　当社ソリューションカンパニー長 平成27年６月　当社取締役　ソリューションカンパニー長 平成28年２月　当社取締役　ソリューションカンパニー長兼ＧＢＲ事業部長 平成28年４月　当社取締役　ソリューションカンパニー長（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由】 同業他社での経営者としての経験と見識を当社の経営に反映するとともに、平成27年６月より当社取締役に就任している実績から、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し、当社の更なる発展を牽引することが期待できるため。		
7	たかやま　しゅういち 髙山　秀一 （昭和28年２月27日生）	昭和52年４月　鈴与株式会社入社 平成14年９月　同社ロジスティクス推進部長 平成15年11月　同社中遠支店長 平成24年６月　鈴与シンワ物流株式会社専務取締役 平成25年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 鈴与シンワ物流株式会社代表取締役社長 シンワ運輸東京株式会社代表取締役社長	4,000株
	【取締役候補者とした理由】 平成25年６月より当社取締役に就任している実績から、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し、当社の更なる発展を牽引するとともに、他社での経験も含め、物流に精通していることから物流子会社を統括することが期待できるため。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※8	ひらの　ふみやす 平野　文康 （昭和31年７月14日生）	昭和57年４月　日本電気株式会社入社 平成19年４月　同社企業ソリューションＢＵ製造・装置ソリューション事業本部第一製造システム事業部長 平成22年４月　同社ＩＴサービスＢＵ製造・装置業ソリューション事業本部事業本部長 平成25年４月　同社エンタープライズＢＵ理事 平成26年４月　ＮＥＣソリューションイノベータ株式会社執行役員常務 平成27年６月　同社取締役執行役員常務（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由】 同業他社での経験として情報サービス事業に精通しているとともに、経営者としての経験と見識を当社の経営に反映させることで、当社の更なる発展を牽引することが期待できるため。		
※9	うえのやま　ひでき 上野山　英樹 （昭和38年５月11日生）	昭和63年４月　日本電信電話株式会社入社 平成16年４月　株式会社ＮＴＴデータ ビジネスインキュベーションセンタ ＣＯＩビジネスユニット長 平成17年６月　同社ビジネスイノベーション本部　ＥＣソリューションビジネスユニット長 平成19年７月　株式会社ウェブプロデュース代表取締役社長 平成23年６月　株式会社ＮＴＴデータ３Ｃ代表取締役社長 平成25年７月　株式会社ＮＴＴデータ・スマートソーシング代表取締役社長 平成26年６月　株式会社ＮＴＴデータ ソリューション＆テクノロジー営業部 部長 平成28年４月　当社ソリューションカンパニーＧＢＲ事業部長（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由】 同業他社での経験として情報サービス事業に精通しているとともに、経営者としての経験と見識を当社の経営に反映させることで、当社の更なる発展を牽引することが期待できるため。		
※10	くにやす　まさひろ 國安　雅弘 （昭和27年10月26日生）	昭和50年４月　日本郵船株式会社入社 平成19年５月　ユナイテッド・マリタイム株式会社代表取締役社長 平成20年７月　郵船コーディアルサービス株式会社代表取締役専務 平成23年６月　同社代表取締役社長（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由】 他社での代表者としての経験と見識を当社の経営に反映することで、当社の更なる発展を牽引することが期待できるため。		

（注）1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 上記取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者池田裕一氏、中山明久氏、佐津川吉秀氏、吉川和憲氏、道田隆典氏、笠原茂氏、髙山秀一氏、平野文康氏、上野山英樹氏、國安雅弘氏の過去５年間及び現在の当社親会社である鈴与株式会社及び同社の子会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
4. 業務執行取締役等でない取締役との責任限定契約について
当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと業務執行取締役等でない取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨が定款に定められます。取締役候補者國安雅弘氏の選任が承認された場合、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容は次のとおりであります。
・当該取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、平成28年３月31日現在のものであります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※1	さとう　しげみ 佐藤　滋美 （昭和31年４月26日生）	昭和57年４月　日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）技術局入社 平成７年４月　株式会社ＮＴＴデータ技術開発本部担当部長 平成９年４月　同社技術開発本部北米技術センタ長 平成15年７月　同社ビジネスイノベーション本部長 平成20年４月　同社法人グローバル＆グループガバナンスセンタ長兼株式会社ＮＴＴデータベルＳＣＭソリューションズ代表取締役社長 平成22年６月　株式会社ＮＴＴデータビジネスブレインズ代表取締役社長 平成25年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 鈴与システムテクノロジー株式会社代表取締役社長	3,000株
	【取締役候補者とした理由】 鈴与グループ他社の代表者として、同社のコーポレートガバナンスに携わっており、その経験と見識を経営に反映することで、当社の監督機能がさらに強化できると判断したため。		
※2	かわい　けんいち 河合　健一 （昭和24年４月５日生）	昭和48年４月　株式会社静岡銀行入行 平成13年６月　同社常務執行役員首都圏カンパニー長 平成15年６月　静岡コンピュータサービス株式会社代表取締役社長 平成23年６月　日新火災海上保険株式会社社外監査役（現任） 平成25年９月　協立電機株式会社 社外取締役（現任） 平成27年６月　当社監査役（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 銀行を含む他社での経営者としての経験と、財務・会計に関する知見を経営に反映することで、当社の監督機能がさらに強化できると判断したため。		
※3	おがわ　やすひこ 小川　安彦 （昭和17年11月12日生）	昭和41年４月　株式会社東海銀行（現 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 昭和56年６月　同社大阪支店外国営業課長 平成６年７月　東海銀行国際財団（現 三菱ＵＦＪ国際財団）専務理事 平成７年８月　名古屋ボストン美術館運営財団理事事務局長 平成11年９月　ミリオン信用保証株式会社 常勤監査役 平成15年６月　同社監査役退任	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 銀行を含む他社での経営者としての経験と、財務・会計に関する知見を経営に反映することで、当社の監督機能がさらに強化できると判断したため。		

（注）1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 上記取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者佐藤滋美氏、河合健一氏、小川安彦氏の過去５年間及び現在の当社親会社である鈴与株式会社及び同社の子会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
4. 取締役候補者河合健一氏、小川安彦氏は社外取締役候補者であります。なお、両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
5. 業務執行取締役等でない取締役との責任限定契約について
当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと業務執行取締役等でない取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨が定款に定められます。取締役候補者佐藤滋美氏、河合健一氏、小川安彦氏の選任が承認された場合、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容は次のとおりであります。
・当該取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 上記監査役候補者の有する当社の株式数は、平成28年３月31日現在のものであります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成20年６月27日開催の定時株主総会において、年額１億20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を引き続き年額１億20百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は９名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は10名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額36百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたします香月恒弘氏、同じく任期満了により監査役を退任いたします稲村嘉彦氏、小路正夫氏及び河合健一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」の承認可決を条件として選任される監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任お願いいたしたく、また、監査等委員である取締役候補者の河合健一氏に対する退職慰労金の贈呈時期につきましては、取締役退任時とすることにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
香月恒弘（かつき つねひろ）	平成21年６月　当社監査役 平成27年６月　当社社外取締役 現在に至る
稲村嘉彦（いなむら よしひこ）	平成23年６月　当社常勤監査役 現在に至る
小路正夫（しょうじ まさお）	平成19年６月　当社監査役 現在に至る
河合健一（かわい けんいち）	平成27年６月　当社監査役 現在に至る

以　上

第69期定時株主総会会場のご案内

会 場　〒108-0014　東京都港区芝４丁目１番23号
三田ＮＮビル地下１階
三田ＮＮホール
電話（03）5443－3233

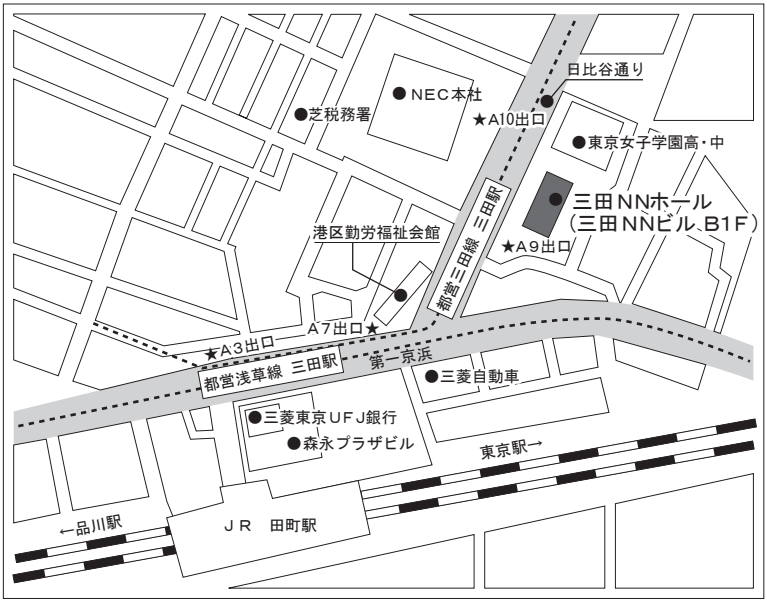

交　通　　都営三田線三田駅直結（A9出口）
都営浅草線三田駅より　徒歩３分
ＪＲ田町駅西口より　　徒歩５分